

関係各位

東京都高等学校軽音楽連盟 賛助会員 募集趣意書

謹啓 関係者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

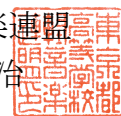
さて、東京都高等学校軽音楽連盟は東京都高等学校における軽音楽活動の健全な向上発展と相互の親睦をはかることを目的とし、2007（平成19）年11月24日の発足以来、その役割を果たして参りました。私共は事業推進にあたり、「広くたくさんの学校に加盟してもらうこと」「大会にはなるべく多くのバンドにエントリーしてもらうこと」を最優先し、これまで連盟加盟費や大会エントリー費を極力抑えて運営して参りました。しかしながら、今後も継続的に事業を行うためには、一部の役員校に経済的・人的負担が集中することのない運営形態を模索するとともに、事業を支える財政基盤を確立することが不可欠となっております。

つきましては、本連盟の活動趣旨にご賛同いただける関係各位に賛助会員として御芳志を賜り、大会運営をはじめとする連盟の活動に充てたいと存じます。時節柄、大変なご負担をお願いすることは誠に心苦しく恐縮に存じますが何とぞ趣意にご賛同いただき、本連盟の益々の発展のために温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

2021年(令和3年) 五月吉日

東京都高等学校軽音楽連盟
会長 中村 治



【資料 1】

東京都高等学校軽音楽連盟 活動主旨・事業内容・今年度の活動計画案について

【主旨】

- ・本連盟は、東京都高等学校における軽音楽活動の健全な向上発展と相互の親睦をはかることを目的とする。(連盟規約より)

【組織のコンセプト】

1. 各校の軽音楽系クラブの活動が、より教育的な活動となるための組織
2. 各校の活動状況などを共有し、レベルの向上や裾野を広げていくことのできる組織
3. 各加盟校の意見が広く反映される開かれた組織
4. 東京都高等学校文化連盟軽音楽部門としての活動を行う組織

【事業内容】

1. 生徒が目標とできる連盟主催の公式大会（コンテスト）の実施
2. 多くの部員が出場できる、軽音楽の裾野をひろげられるような大会の実施
3. 生徒や顧問を対象にした技術講習会の開催
4. プロのミュージシャンや音楽現場で活躍している人による講演会（講習会）の開催
5. 横のつながりを持てるような合同ライブの実施
6. 意見交換会の実施および学校間での情報の共有
7. 各校軽音楽部で活躍した生徒に対する賞の授与

【令和 3 年度の活動予定】

1. 第 14 回東京都高等学校軽音楽コンテストの実施
2. 第 14 回高校対抗バンドフェスティバル（東京都高等学校文化祭・軽音楽部門大会）の実施
3. 意見交換会は諸事情により中止
4. 加盟校活動状況・大会アンケートの集計結果配布（連盟登録校での情報の共有）
5. 軽音楽優良生徒へ賞の授与
6. 1 年生合同ライブの実施（後援）
7. コピバン大会の実施(後援)
8. 生徒対象技術講習会の実施（後援）
9. 合同ライブの実施（ネットワークを提供）
10. その他

連盟ホームページURL

<http://www.tokyo-keion.com/>

【資料2】

会計報告

※別ファイル

【資料3】

東京都高等学校軽音楽連盟 沿革

- 2006(平成 18)年 7 月 16 日 第 1 回南関東大会開催に向けて、東京のエントリー希望校が集まる
- 2006(平成 18)年 8 月 24 日 第 1 回南関東地区高等学校軽音楽コンテスト(神奈川県高文連 主催)
- 2007(平成 19)年 7 月 7 日 第 2 回南関東大会に向けた東京向け説明会
- 2007(平成 19)年 8 月 23 日 第 2 回南関東地区高等学校軽音楽コンテスト(神奈川県高文連 主催)
- 2007(平成 19)年 9 月 1 日 顧問有志による意見交換会の実施。以後数度に亘り連盟設立準備。
- 2007(平成 19)年 11 月 24 日 **東京都高等学校軽音楽連盟発足** 48 校が加盟
- 2008(平成 20)年 3 月 29 日 発足記念行事「発足記念ライブ」催行 42 校が参加
- 2008(平成 20)年 5 月 10 日 第 1 回総会 56 校が加盟
- 2008(平成 20)年 8 月 5 日 第 1 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会
- 2009(平成 21)年 1 月 12 日 第 1 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
- 2009(平成 21)年 5 月 16 日 第 2 回総会 63 校が加盟
- 2009(平成 21)年 5 月 21 日 東京都高等学校文化連盟に軽音楽部門として加盟
- 2009(平成 21)年 8 月 2 日 第 2 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会
- 2009(平成 21)年 11 月 23 日 第 2 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
- 2010(平成 22)年 5 月 15 日 第 3 回総会 75 校が加盟
- 2010(平成 22)年 8 月 8 日 第 3 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会
- 2010(平成 22)年 11 月 23 日 第 3 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
- 2011(平成 23)年 5 月 14 日 第 4 回総会 84 校が加盟
- 2011(平成 23)年 8 月 7 日 第 4 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会
- 2011(平成 23)年 11 月 20 日 第 4 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
- 2012(平成 24)年 5 月 19 日 第 5 回総会 99 校が加盟
- 2012(平成 24)年 8 月 5 日 第 5 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会
- 2012(平成 24)年 11 月 18 日 第 5 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
- 2013(平成 25)年 5 月 18 日 第 6 回総会 109 校が加盟
- 2013(平成 25)年 8 月 4 日 第 6 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会
- 2013(平成 25)年 11 月 17 日 第 6 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
- 2014(平成 26)年 5 月 17 日 第 7 回総会 111 校が加盟
- 2014(平成 26)年 8 月 2 日 第 7 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会
- 2014(平成 26)年 11 月 24 日 第 7 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
- 2015(平成 27)年 5 月 16 日 第 8 回総会 116 校が加盟
- 2015(平成 27)年 8 月 6 日 第 8 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会

2015(平成 27)年 11 月 23 日 第 8 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
2016(平成 28)年 5 月 14 日 第 9 回総会 123 校が加盟
2016(平成 28)年 8 月 6 日 第 9 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会
2016(平成 28)年 11 月 23 日 第 9 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
2017(平成 29)年 5 月 20 日 第 10 回総会 127 校が加盟
2017(平成 29)年 8 月 8 日 第 10 回東京都高等学校軽音楽コンテスト 決勝大会
2017(平成 29)年 11 月 26 日 第 10 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
2018(平成 30)年 5 月 19 日 第 11 回総会 130 校が加盟
2018(平成 30)年 8 月 7 日 第 11 回東京都高等学校軽音楽コンテスト決勝大会
2018(平成 30)年 11 月 25 日 第 11 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル 決勝大会
2019(令和元)年 5 月 25 日 第 12 回総会 129 校が加盟
2019(令和元)年 8 月 9 日 第 12 回東京都高等学校軽音楽コンテスト決勝大会
2019(令和元)年 11 月 23 日 第 12 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル決勝大会
2020(令和 2)年 5 月 総会中止、119 校が加盟
2020(令和 2)年 8 月 第 13 回東京都高等学校軽音楽コンテストに代えて音楽の力実施
2020(令和 2)年 11 月 23 日 第 13 回東京都高等学校対抗バンドフェスティバル決勝大会

【資料4】

東京都高等学校軽音楽連盟 規約

◆第1条 名称

本連盟は東京都高等学校軽音楽連盟と称する。

◆第2条 目的

本連盟は東京都高等学校における軽音楽活動の健全な向上発展と相互の親睦をはかることを目的とする。

◆第3条 事業

本連盟は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 東京都高等学校軽音楽活動の推奨。
2. 東京都高等学校軽音楽系クラブ発表会の開催。
3. 技術講習会・研修会・講演会等の開催。
4. 東京都高等学校文化連盟の主催する事業への参加。
5. その他必要な事業

◆第4条 組織

1. 本連盟は東京都高等学校軽音楽系クラブ生徒および顧問をもって組織し、東京都高等学校文化連盟に加盟する。また、趣意に賛同する法人または個人を別に定める賛助会員とする。
2. 本連盟に加盟できるのは、全日制および定時制の高等学校とする。(通信制高校や高等専修学校は含まず。)

◆第5条 役員および任期

第1項本連盟に次の役員をおき、その任期は一年とする。

1. 会長1名
2. 委員長1名
3. 副委員長2名
4. 事務局長1名
5. 常任委員数名
6. 委員数名
7. 会計1名
8. 監査若干名
9. 相談役若干名

第2項補充された役員の任期は前任者の残存期間とする。

第3項会長、相談役は常任委員会において推薦し、総会において選出する。

第4項必要に応じて副会長(若干名)を選出することができる。選出方法は第3項に準ずる。

第5項委員長、副委員長、事務局長、常任委員、委員、会計、監査は、総会において加盟校の顧問より選出する。

◆第6条 役員の任務

役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本連盟を代表し、総会を招集する。
2. 委員長は常任委員会を招集し、連盟の事業を総括する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてこれ

を代理する。また渉外を担当し、各会議の議事の運営を行う。

4. 事務局長は各高等学校の窓口となり、本連盟の事務を遂行する。

5. 常任委員は本連盟の運営に当たり、事業の企画、立案、およびその執行を監督する。

6. 委員は本連盟の主催する事業の運営に当たる。

7. 会計は本連盟の会計を処理する。

8. 監査は事業並びに会計を監査する。

◆第7条 会議

第1項本連盟には次の会議をおく。

1. 総会

2. 常任委員会

第2項総会は本連盟の最高議決機関であり、加盟校の顧問の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状の提出ある場合には出席と見なす。議案は出席者の過半数の賛否によって決定する。

第3項総会は年1回以上開き、事業計画・予算・決算の承認、役員を選出およびその他の重要事項を議決する。

第4項常任委員会は委員長、副委員長、事務局長、常任委員、および会計により構成し、必要に応じて委員長が招集する。

第5項常任委員会は総会により委託された事項を審議し、実施する。

◆第8条 会計

本連盟の会計は別途定める会計規定によるものとする。

◆第9条 事務局

第1項本連盟は事務局をおくことができる。

第2項事務局は本連盟の事務局長の在任する学校におく。

◆第10条 細則

本連盟の運営に必要な細則は常任委員会が別に定める。

◆第11条 改正

本規約の改正には総会の議決を必要とする。

◆第12条 実施

本規約は平成19年11月24日から実施する。

◆第13条 付則

平成20年3月19日一部改正

平成23年5月14日一部改正

平成25年5月18日一部改正

会計規定

◆第1条 会計年度

本連盟の会計年度は毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

◆第2条 登録費による歳入

第1項 加盟校の登録費は8千円とする。また、東京都高等学校文化連盟への加盟費2千円をあわせて収めることとする。ただし、東京都高等学校文化連盟への加盟費について、都立高校は東京都より支出されるため、この額を負担する必要はない。

第2項 賛助会員の1年間の登録費は一口5千円とし、口数は任意とする。

◆第3条 参加費による歳入

第1項 東京都高等学校軽音楽コンテストにおいては、1バンド4千円の参加費を徴収する。

第2項 東京都高等学校文化祭軽音楽部門大会については、参加費を徴収しない。

第3項 全国高等学校軽音楽コンテストへ東京代表として出場するバンドは1万円*の参加費を徴収する。

◆第4条 歳出と積立金

予算を一般会計と特別会計に分ける。

第1項 本連盟を運営するにあたり、歳出予算に基づいた運営費を一般会計より執行する。

第2項 特別会計は、2022年度全国高等学校文化祭東京大会に向けた積立、ならびに大会運営に関わる費用の積立を目的とする。金額については適切な額を予算案で示し、常任委員会で承認後、総会で諮るものとする。

◆第5条 帳簿

会計に備える簿冊は、次の通りとする。

- (1) 一般会計現金出納簿
- (2) 振替受払通知表綴り
- (3) 領収書綴り
- (4) 特別会計現金出納簿

◆第6条 特別会計からの歳出

大会運営に関わる費用において予備費の充用をしても予算が不足する場合は、特別会計の歳入の範囲で、常任委員会で承認後、委員長の決裁で執行することが出来る。この場合、次回総会で報告しなければならない。

※平成27年度実績

東京都高等学校軽音楽連盟 賛助会員 募集要項

◇賛助会員とは

一般賛助会員と特別賛助会員があります。どちらも本連盟の活動の理念・趣旨に賛同いただき、下に記す所定の会費を納めていただきます。一般賛助会員は、法人・団体の方々の他、個人でも結構ですが、特別賛助会員は、法人・団体の方々のみとさせていただきます。

◇賛助会員の特典

(1) 一般賛助会員

- ・顧問総会で会員名をご紹介いたします。
- ・連盟ホームページに会員名を記載いたします。またリンクの設定も承ります。

(2) 特別賛助会員

- ・顧問総会で会員名をご紹介いたします。
- ・連盟ホームページに会員名を記載いたします。またリンクの設定も承ります。
- ・連盟主催の公式大会(コンテスト)パンフレットにて会員名をご紹介いたします。
- ・連盟が後援する生徒対象技術講習会を開催することができます。

◇募集期間

随時。ただし年度ごとの加盟ですので、次年度連盟総会(5月)までの間とします。

◇賛助会員費(年額)

- (1) 一般賛助会員 1口 5,000円。1口から承ります。
- (2) 特別賛助会員 1口 5,000円。10口から承ります。

◇入会手続き

1. 本連盟ホームページより趣意書、登録申込用紙をダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、本連盟宛に FAX または郵送
2. 連盟より、登録申し込み受理のご連絡
3. 2.のご連絡より2週間以内に連盟指定口座に会費の振り込み
4. 入金確認後、領収書を郵送
5. 本連盟ホームページに記載(リンク含む)

※恐れ入りますが、登録申込用紙郵送料、振込手数料につきましてはご負担をお願い申し上げます。
なお、本連盟の活動趣旨にそぐわない団体様からのお申し出は、お断りする場合があります。

◇払込方法

郵便振替口座

口座番号:00120-6-502647

加入者名:東京都高等学校軽音楽連盟

ご依頼人:(個人名)または(法人名)

銀行から振込の場合

金融機関名:ゆうちょ銀行

店名:〇一九(ぜろいちきゅう)店

口座番号:当座 0502647

登 録 申 込 書

令和 年 月 日

芳 名
御社名
御団体名

下記の通り、令和__年度 東京都高等学校軽音楽連盟（一般・特別）賛助会員として登録致します。

[登録詳細]

口 数： 口 (一口 5,000円)

[ご連絡先]

御担当者 部局名：

御担当者 芳 名：

(※ 個人で登録申込いただいた場合は、芳名を本欄にご記入ください。)

連 絡 先 郵便番号：

御住所：

TEL：

FAX：

E-mail：

御社（御団体）ホームページアドレス：

[本連盟ホームページでの芳名紹介について]（希望欄に☑をお願いします）

- 芳名（御社名・御団体名）を掲載し指定先にリンクを貼る
- 芳名（御社名・御団体名）を掲載する（リンクは無し）
- 芳名（御社名・御団体名）は掲載しない

※ホームページアドレスのご記入があり、上記にチェックがない場合はご芳名掲載、リンク付きと解釈させていただきます。

■問合せ・申込宛先

東京都高等学校軽音楽連盟 事務局
工学院大学附属高等学校内（事務局長：谷山聡）
〒192-8622 東京都八王子市中野町 2647-2
TEL:042-628-4912 / FAX:042-623-1376
E-mail: info@tokyo-keion.com